

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保 健 所 設 置 市 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度食品、添加物等の年末一斉取締りの実施について

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 22 条の規定に基づき定められた食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）第 3 の 6 に基づき、食品流通量が増加する年末における食中毒の発生防止を図るとともに、積極的に食品衛生の向上を図る見地から、全国一斉に標記取締りを行うこととしましたので、下記のとおり、監視指導等を実施するようお願いします。

なお、一斉取締りの取りまとめ結果については、公表することとしていますので、御了知ください。

記

1. 実施期間

令和 7 年 12 月 1 日（月）から 12 月 26 日（金）まで

ただし、都道府県等において、これ以外に期間を定めて年末一斉取締りを実施することは差し支えない。

2. 食中毒の原因となる頻度が高い施設等

（1）冬期に特に食中毒への注意が必要な施設等

飲食店営業施設（集団給食施設等を含む）

（2）年間を通して食中毒の原因施設となる頻度が高い施設等

ア．魚介類を処理若しくは販売又は魚介類を原材料とした製品を製造若しくは加工する施設

イ．鶏肉を飲食店営業者に販売する施設

ウ．生食用又は加熱不十分な食肉を提供している施設

3. その他監視指導が必要となる施設等

- (1) 野生鳥獣肉（ジビエ）の取扱施設
- (2) かきを取り扱う施設
- (3) フグを取り扱う施設

4. 実施にあたっての留意事項

別添のとおり

5. 結果の報告

監視指導の結果については、別紙 1 から 5 までの様式により、令和 8 年 2 月 27 日（金）までに健康・生活衛生局食品監視安全課長宛て報告すること。

なお、期日までの報告が困難である場合には、適宜相談すること。

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

担 当：村上、犬飼、小澤

代表電話：03-5253-1111

（内線：4247、4251、4553）

直通電話：03-3595-2337